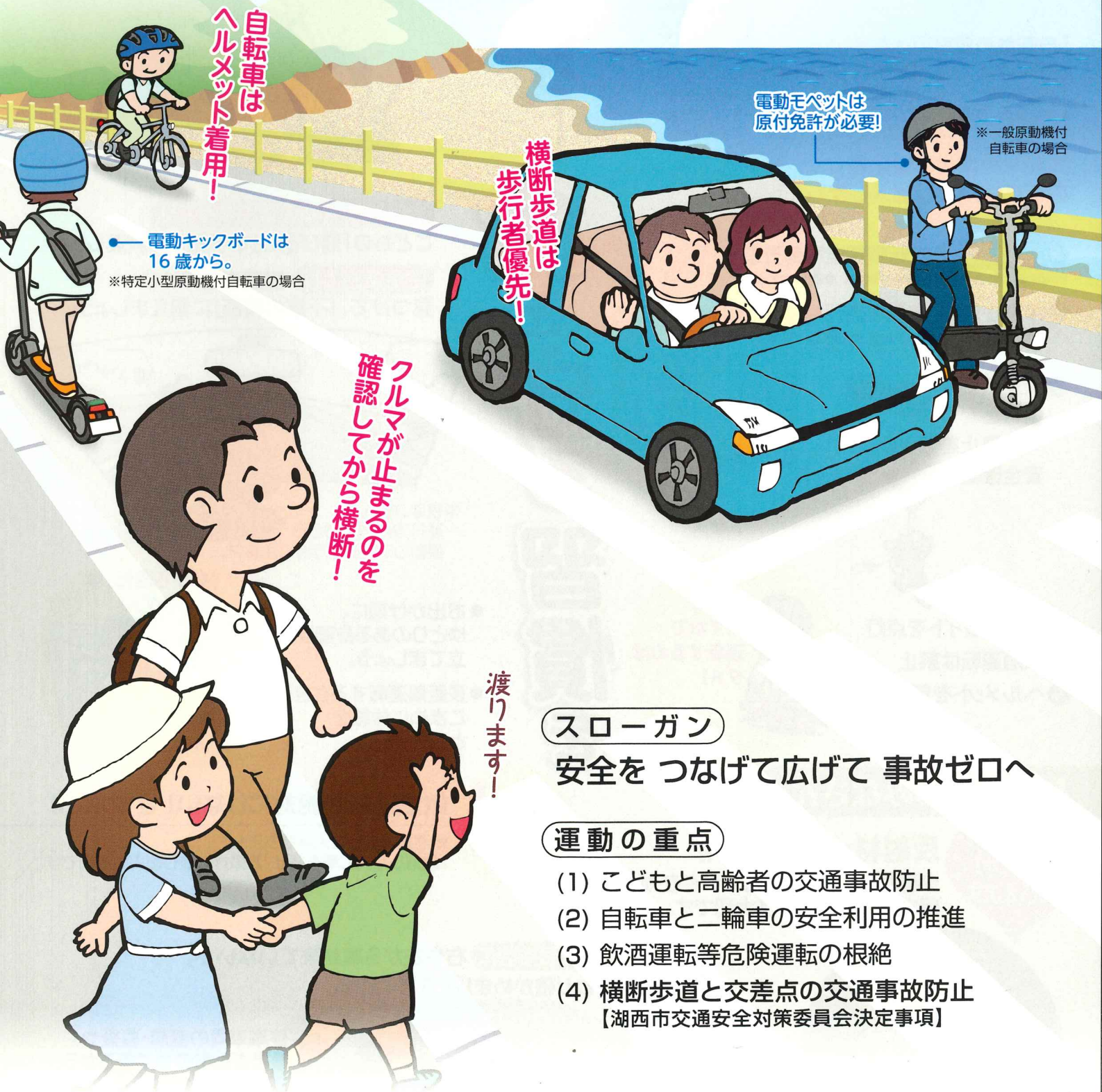


夏の交通安全県民運動

令和6年

7月11日(木) ▶ 7月20日(土)

回覧



自転車は
ヘルメット着用!

● 電動キックボードは
16歳から。
※特定小型原動機付自転車の場合

横断歩道は
歩行者優先!

電動モペッドは
原付免許が必要!

※一般原動機付
自転車の場合

クルマが止まるのを
確認してから横断!

渡ります!

スローガン

安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

運動の重点

- (1) こどもと高齢者の交通事故防止
- (2) 自転車と二輪車の安全利用の推進
- (3) 飲酒運転等危険運転の根絶
- (4) 横断歩道と交差点の交通事故防止
【湖西市交通安全対策委員会決定事項】

～しっかりと 止まってかくにん 横たん歩道～
交通安全協会湖西地区支部・湖西警察署・湖西市

このチラシは、会員の皆様のご協力によりお届けしています。

自転車利用者のみなさん

命を守ります

ヘルメットの着用

事故や転倒の際、
頭を守ることが大切です。

自転車乗用中、
事故で亡くなった人の
約半数が頭部を損傷して、
うち約9割がヘルメット非着用
でした。(令和5年警察庁)



自転車の乗車用ヘルメットの

着用は努力義務です!(令和5年4月1日から)

運転する時にかぶる他、保護者は幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児や児童が自転車を運転するときも、こどもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

万が一の事故に備えて
自転車保険等に加入しましょう!

守りましょう! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

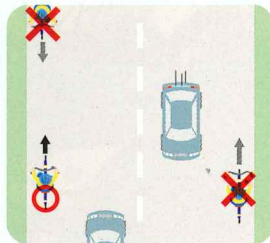
① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

② 交差点では
信号と
一時停止を守って、
安全確認

③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用



ながら
スマホで
運転するのは
ダメ!

一人ひとりが
身につけよう!

命を守る
習慣を

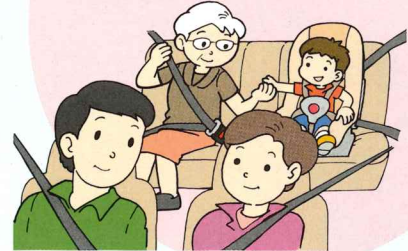
ドライバーのみなさん

命を守ります

シートベルトの着用

全ての席で、正しく
着用することが大切です。

急ブレーキや事故の衝撃は想像以上になります。
前席と同様に、後部座席も
シートベルトで身を守りましょう。



こどもには
体に合った
チャイルド
シートを!

小学校や公園の近くなどでは

こどもの「飛び出し」を予測して減速し、

生活道路では 高齢者を早めに
見つけて、「不意の横断」に備えましょう。



※夜は、特に、
進行方向の右側から
横断してくる歩行者に注意を。

- お出かけ前に、
ゆとりのある計画を
立てましょう。
- 長距離運転するときは
こまめに休憩を
とりましょう。

「ながら運転」は
絶対にダメ!



歩行者のみなさん

早く見つけて
もらえます

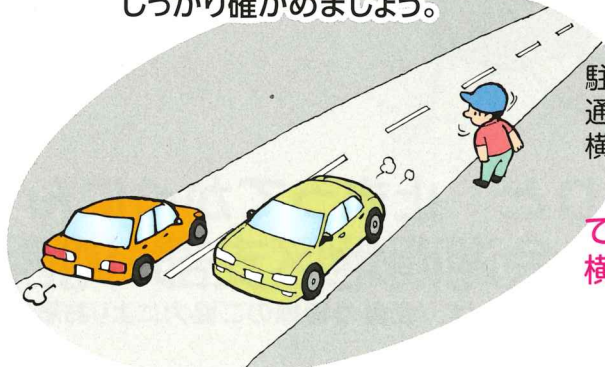
反射材・LEDの着用

夕暮れ時や夜間は、自分の存在が
目立つような工夫が大切です。



※白などの明るい色の服装も
効果的です。

道路を渡る前に 右や左から車が来ていないか、
しっかり確かめましょう。



駐停車車両の直前・直後や
通り過ぎた車のすぐ後ろから
横断するのは危険です。

できるだけ、信号機のある
横断歩道を利用しましょう。

飲酒運転を絶対にしない! させない!

飲酒運転をした人はもちろん、
「飲酒した人に車を貸す」等の行為をした人も厳罰です。

